

2019年度 大泉名水会 第4回定例委員会議事録

1. 日 時 令和元年7月14日（日） 午前10時～12時
2. 場 所 東大泉地区区民館 地下第1会議室
3. 出席者
 - ①委員14人、技術顧問1名、顧問1名、事務所長1名が参加
 - ②参加者は下記の通り（欠席委員は下線）
 - 1区：町田和昭（広報）、丸山徹雄（会計）
 - 2区：染田屋茂（広報）、日比野裕二（庶務）
 - 3区：沖本純子（会計）、根津隆正（副委員長）
 - 4区：佐藤昭彦（環境）、茂野弘（広報）
 - 5区：小島周一（委員長）、川津基（環境）
 - 6区：野田万太郎（副委員長）、高橋章（管理）
 - 7区：大栗道孝（管理）、安島敬（庶務）
 - 8区：金本悟（庶務）、岩田建三（庶務）
村松一希（オブザーバー）、新井さん（技術顧問）
水野宏（顧問）、佐藤賢了（事務所長）
4. 配布資料
 - ① 定例 2019-4-1：消費税値上げへの対応
 - ② 定例 2019-4-2：大泉名水会維持分担金表
 - ③ 定例 2019-4-3：大泉名水会給水工事内規（案）
 - ④ 定例 2019-4-4：家屋撤去後に残された名水会蛇口の
一時使用に関する内規（案）
5. 決定事項
 - ① 9月検針確認分（10月口座引落・現金納入分）まで消費税率8%を適用。
消費税率10%の適用時期は税務署からの経過措置の公表後に決定する。
 - ② 資料4-2（消費税率10%の場合の維持分担金早見表）の「2019年9月検針
確認分からの適用」については「①の決定後に適用する」に修正する。
 - ③ 内規の新制定：資料4-3について原案通り承認した。
 - ④ 規定の再制定：資料4-4について原案通り承認した。
③④について令和元年7月14日より施行する。
6. 議事模様
 - 6.1 報告事項
 - ① 事業報告（新規入会・退会・入金状況等）・・・佐藤所長より口頭報告

- ・新入会・退会共になし。入金 264 万 9 千円（維持管理費の現金振込み）。
- ・セコム社より補償金 10 万円の返金があり、雑収入へ計上した。
- ② 三菱 UFJ 銀行（大泉支店）より銀行側の事業内容見直しを理由に、銀行（名水会会員口座）→名水会事務局口座への自動振込み手数料の値上げ要請があったが、現状の「無料」の延長について交渉中。
【事業見直し後】一人当りの事務処理手数料 100 円（+消費税）×会員数
【大泉支店の提案】名水会事務局側で事務処理の電子化*に協力してもらえらば、一人当たりの事務処理手数料を 50 円（+消費税）に値引きする。さらに名水会とは長いお付き合いなので 50 円→30 円に値引きする。
*会員口座からの引落とし額一覧を電子帳票として事務局が銀行に提出する。
口座利用数（約 400）×年 6 回集金×30 円＝7 万 2 千円／年の支出増
- ③ 貯水槽の調査（試掘）：貯水槽の出入口の試掘（手堀り）を 7 末～8/15 の間に行い、2 号井戸の配管方法を検討する。

6.2 審議事項

- ① 消費税値上げへの対応（資料 4-1）
 - ・ 9 月検針確認分（10 月口座引落・現金納入分）までは消費税率 8% の時期の使用量なので（10/1 に消費税率が 10% に値上げになったとしても）10 月集金額については消費税率 8% を適用すべき。
- ② 大泉名水会維持分担金表（資料 4-2）
 - ・ 前回（消費税率 5→8% への値上げ）、税務署から経過措置が周知された。大泉名水会維持分担金表（資料 4-2）の適用時期は、11 月検針確認分（12 月口座引落・現金納入分）からの 10% 適用、1 月検針確認分（2 月口座引落・現金納入分）からの 10% 適用のいずれかとなる見込み。10% 値上げが決定した後の税務署からの周知内容に基づき 9 月定例委員会にて決定する。
- ③ 内規の制定（資料 4-3）
- ④ 規定の再制定（資料 4-4）
 - 原案（資料 4-3～4）について用語の定義等を確認して原案通り承認した。

6.3 その他

- ・新井さんは、名水会の井戸の工事経験があり、過去の経緯や井戸の構造を熟知されているので、主に事業計画（7）③ 2 号・3 号井戸の給水への比率、配分の再検討について技術顧問として定例会に参加して頂けることになった。

以 上

（書記：庶務委員 日比野裕二）

（委員長：小島周一）